

「訪問回数（生活援助中心型サービス）の多いケアプラン」の提出について

- 1 届出基準：訪問介護の生活援助中心型サービスであり、1か月当たりで下記の回数（要介護度別の「全国平均利用回数+2標準偏差（2SD）」以上

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

- 2 提出書類：① 訪問回数（生活援助中心型サービス）の多いケアプラン届出書  
② フェイスシート（ケースプロフィール） ※事業所の様式も可  
③ 課題分析（アセスメント）概要 ※事業所の様式も可  
④ 居宅サービス計画書（1）（2）  
⑤ 週間サービス計画表  
⑥ サービス担当者会議の要点  
⑦ 居宅介護支援経過とモニタリングの内容が分かる書類  
⑧ サービス利用票・別表（当該月のサービス提供分）  
⑨ 訪問介護等計画書  
⑩ 課題整理総括表

- 3 提出期限：一覧表のとおり（期限厳守）※FAXでの提出不可

対象月	ケアプラン提出期限
令和5年4月分	令和5年5月31日（水）
令和5年5月分	令和5年6月30日（金）
令和5年6月分	令和5年7月31日（月）
令和5年7月分	令和5年8月31日（木）
令和5年8月分	令和5年9月29日（金）
令和5年9月分	令和5年10月31日（火）
令和5年10月分	令和5年11月30日（木）
令和5年11月分	令和5年12月28日（木）
令和5年12月分	令和6年1月31日（水）
令和6年1月分	令和6年2月29日（木）
令和6年2月分	令和6年3月29日（金）
令和6年3月分	令和6年4月30日（火）

※ケアプランに一定回数以上の訪問介護を位置付けた場合は、必ず対象月のケアプラン提出期限までに必要書類をご提出ください。

4 提出場所：彦根市高齢福祉推進課

(〒522-0057 彦根市八坂町 1900 番地 4 くすのきセンター2階)

- 5 その他：提出いただいたケアプランについては、介護支援専門員が出席する検討会議にて検証し、検証結果を通知いたします。必要に応じ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の観点から、サービス内容の是正を促す場合があります。検討会議には、介護支援専門員の出席を求めますので、提出後、日程調整等のご連絡をいたします。